

平成28年度末 鉄軌道駅における段差解消への対応状況について

平成29年3月31日現在

事業者名	1日当たりの平均利用者が3千人以上の駅				全駅			
	駅数	段差が解消されている駅			駅数	段差が解消されている駅		
		A	B	B/A * 100		C	C/A * 100	うち基準に適合している設備により 段差が解消されている駅
JR北海道	44	36	(81.8%)	34	(77.3%)	417	47	44
JR東日本	555	492	(88.6%)	488	(87.9%)	1,650	695	683
JR東海	108	100	(92.6%)	97	(89.8%)	400	210	131
JR西日本	375	339	(90.4%)	325	(86.7%)	1,197	597	476
JR四国	14	13	(92.9%)	10	(71.4%)	259	150	44
JR九州	116	99	(85.3%)	92	(79.3%)	565	194	155
JR旅客会社6社 小計	1,212	1,079	(89.0%)	1,046	(86.3%)	4,488	1,893	1,533
東武鉄道	126	122	(96.8%)	120	(95.2%)	196	138	131
西武鉄道	80	80	(100.0%)	80	(100.0%)	91	85	84
京成電鉄	58	54	(93.1%)	54	(93.1%)	65	55	55
京王電鉄	68	68	(100.0%)	68	(100.0%)	68	68	68
小田急電鉄	70	70	(100.0%)	70	(100.0%)	70	70	70
東京急行電鉄	86	86	(100.0%)	86	(100.0%)	87	87	87
京浜急行電鉄	72	72	(100.0%)	72	(100.0%)	72	72	72
相模鉄道	23	23	(100.0%)	23	(100.0%)	24	24	24
名古屋鉄道	150	139	(92.7%)	118	(78.7%)	272	242	197
近畿日本鉄道	156	148	(94.9%)	120	(76.9%)	283	243	141
南海電気鉄道	62	55	(88.7%)	52	(83.9%)	100	65	57
京阪電気鉄道	64	62	(96.9%)	59	(92.2%)	88	76	63
阪急電鉄	87	84	(96.6%)	79	(90.8%)	87	84	79
阪神電気鉄道	47	42	(89.4%)	42	(89.4%)	49	44	42
西日本鉄道	30	28	(93.3%)	26	(86.7%)	72	61	31
大手民鉄15社 小計	1,179	1,133	(96.1%)	1,069	(90.7%)	1,624	1,414	1,201
東京地下鉄	138	138	(100.0%)	111	(80.4%)	138	138	111
札幌市交通局	46	46	(100.0%)	43	(93.5%)	46	46	43
仙台市交通局	29	29	(100.0%)	29	(100.0%)	29	29	29
東京都交通局	96	96	(100.0%)	61	(63.5%)	96	96	61
横浜市交通局	40	40	(100.0%)	40	(100.0%)	40	40	40
名古屋市交通局	85	85	(100.0%)	84	(98.8%)	85	85	84
京都市交通局	31	31	(100.0%)	31	(100.0%)	31	31	31
大阪市交通局	100	100	(100.0%)	100	(100.0%)	100	100	100
神戸市交通局	24	24	(100.0%)	18	(75.0%)	25	25	19
福岡市交通局	34	34	(100.0%)	34	(100.0%)	35	35	35
地下鉄10社局 小計	623	623	(100.0%)	551	(88.4%)	625	625	553
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	3,014	2,835	(94.1%)	2,666	(88.5%)	6,737	3,932	3,287
中小民鉄、路面電車等 小計	545	499	(91.6%)	432	(79.3%)	2,737	1,673	1,047
鉄軌道全体 合計	3,559	3,334	(93.7%)	3,098	(87.0%)	9,474	5,605	4,334
(参考) 平成27年度末の数値	3,542	3,320	(93.7%)	3,045	(86.0%)	9,487	5,569	4,270

注) 1. 「基準」とは、公共交通移動等円滑化基準第4条をいう。

2. 「基準に適合している設備により段差が解消されている駅」とは、開閉とびらに窓があり、かご内に手すり等が設置されているエレベーターなどにより、乗降場ごとに、段差が解消された経路を1以上確保している駅をいう。
3. 「段差が解消されている駅」とは、乗降場ごとに、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路を1以上確保している駅をいう。
4. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。
5. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。
6. () 内は、3千人以上の駅に対する割合(%)を示している。